盛岡市議会基本条例

平成25年９月17日
盛岡市条例第37号

目次

私たちは，豊かな緑と清らかな水の流れに囲まれ，杜と水の都として長い歴史をもつまち，盛岡を誇りに思う。

多くの先人たちが，市勢の発展と市民福祉の向上のために不断の努力を積み重ねてきた。

そもそも議会は，日本国憲法及び地方自治法に基づき，市民を代表する機関であるとともに意思決定機関としての役割を担うものである。

私たちは，先人が築いてきた歴史と伝統のもとに，より一層市民の負託に応えるため，市長とともに二元代表制の一翼を担うことを自覚し，開かれた議会，行動する議会としての基本的な事項を定め，その責務を明らかにする。

ここに，住民自治を推進し，及び団体自治を確立する地方自治の本旨に則り，もって市民福祉の向上に寄与するため，本条例を制定する。

第１章　目的

第１条　この条例は，市長とともに二元代表制の一翼を担う議会について，その基本理念及び基本的事項を定め，議会及び議員の役割及び活動原則を明らかにすることにより市民の信託に応える議会を実現し，市勢の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

第２章　議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第２条　議会は，市民を代表する機関として常に市政の公平性，透明性及び信頼性を確保するため，

次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 市長及び他の執行機関の市政運営につき監視及び評価を行うこと。

(2) 市民に開かれた議会を目指す中で，市民の意見を的確に把握し，市政及び議会活動に反映させること。

(3) 提出された議案及び請願の審議又は審査を行うとともに政策提案を行うこと。

(4) 市民に分かりやすい議会運営に努めること。

(5) 合議機関であるとの認識の下，意思決定に当たっては議員相互の自由な討議を尊重すること。

（議員の活動原則）

第３条　議員は，市民の代表者であることを自覚し，市民全体の福祉の向上を目指して活動するとともに議会を構成する一員として次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 市民の意見の的確な把握に努め，市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。

(2) 調査及び研究活動等を通して，自らの資質の向上に努めること。

(3) 自らの議会活動について，市民への説明責任を果たすよう努めること。

（会派）

第４条　議員は，議会活動を行うため，会派を結成することができる。

２　会派は，政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し，政策決定等に関し合意形成に努めるものとする。

（災害に関する議員及び議会の役割）

第５条　議員及び議会は，防災及び減災対策に率先して取り組むとともに，災害が発生した場合においては，市民生活の安全及び安心を機軸とした活動を行うとともに災害からの復興に向けて積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

第３章　市民と議会との関係

（情報の公開）

第６条　議会は，全ての会議を原則として公開することとし，市民に対し積極的に情報を発信するとともに，説明責任を果たすことで，その透明性を高めるよう努めなければならない。

２　議会は，定例会及び臨時会ごとに，議案に係る各議員の賛否その他議決の状況について公表するものとする。

（請願及び陳情）

第７条　議会は，請願を市民等による政策提案と位置付け，積極的に市民等から意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

２　陳情は，内容が請願に適合するものであり，かつ，特に必要と認めた場合には前項の例による。

（広聴広報活動の充実）

第８条　議会は，議会広報紙の発行，議会報告会の開催等により，市民に議会活動を報告するとともに市民の意見を聴取するよう努めなければならない。

（参考人及び公聴会の活用）

第９条　議会は，参考人及び公聴会を活用し，市民の専門的識見を議会の討議に反映させるものとする。

第４章　市長等と議会との関係

第10条　二元代表制の一翼を担う議会は，市長等との間において，次に掲げるところにより常に緊張関係を保持し，事務の執行の監視及び評価を行わなければならない。

(1) 本会議及び委員会における審議又は審査等は，論点及び争点を明確にして行わなければならない。

(2) 議会は，市長等が提案する政策等について必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

２　議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は，議長又は委員長の許可を得て，議員の質問に対して反問することができる。

第５章　議会運営

（議会運営）

第11条　議会は，公正かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

（議長及び副議長）

第12条　議長及び副議長は，議会を代表する立場として公正無私を貫くとともに，この条例の趣旨を十分に理解し，積極的にその施行に努めなければならない。

２　議長及び副議長を選出するときは，その過程を明らかにしなければならない。

第６章　議会の機能強化

第13条　議会は，市政執行に関する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

２　議会は，市政の課題に関する調査のため必要があるときは知識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

３　議会は，他の自治体の議会と政策及び政策運営について意見の交換を行い，その結果を市政に反映させるため，積極的に交流及び連携を図るものとする。

第７章　政務活動費

第14条　政務活動費は，議員が行う調査及び研究並びに政策の立案又は提言並びに議会情報の発信等に資するために議員に交付され，その執行に当たっては盛岡市政務活動費の交付に関する条例（平成20年条例第３号）に基づいて行われ，その使途に関しては常に透明性が確保されていなければならない。

２　議会は，別に定めるところにより政務活動費の収支報告書を公開するものとする。

第８章　議員定数及び議員報酬

（議員定数）

第15条　議員定数は，本市の人口，面積，財政力及び市の事業課題等を比較及び検討し，市民の代

表機関である議会が，市民の意見を十分に反映させることができるよう定めなければならない。
２　議会の議員定数は，盛岡市議会議員定数条例（平成13年条例第22号）に定める。

（議員報酬）

第16条　議会は，議員報酬が市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし，社会の経済情勢，本市の財政状況，本市に類似する他市の報酬等を勘案し，定めなければならない。
２　議員報酬は，盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第22号）に定める。

第９章　議会及び議会事務局の体制整備

（議員研修の充実強化）

第17条　議会は，議員の資質の向上を図り，政策形成，政策立案等に係る能力を強化するため，議員研修の充実に努めるものとする。

（議会図書室）

第18条　議会は，地方自治法第 100条第19項の規定により議員の調査研究に資するため設置されている議会図書室を適正に管理運営し，その図書，資料等の充実に努めるものとする。

（議会事務局）

第19条　議会は，議員の資質の向上を図り，議会の政策立案能力を向上させ，議会活動を円滑かつ効率的に進めるため，議会事務局の調査及び政策法務機能の充実及び強化並びに組織体制の整備を図らなければならない。
２　議会事務局は，議員の活動に必要とされる行政情報を収集し，政策提言に係る情報の提供に努めるものとする。

第10章　他の条例との関係及び見直し手続

（他の条例との関係）

第20条　この条例は，議会に関する基本理念及び基本的事項を定める条例であり，議会に関する他の条例を新規に制定し，又は改廃する場合においては，この条例との整合を図るものとする。

（見直し手続）

第21条　議会は，常に市民の意見，社会情勢の変化等を勘案し，この条例について検討を加え，その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
２　前項の規定により必要な措置を講じたときは，検討の過程及び理由を明らかにしなければならない。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。